

2022年10月12日

各位

東京都台東区東上野一丁目7番15号  
ヒューリック東上野一丁目ビル5階  
株式会社エヌ・ピー・シー  
代表取締役社長 伊藤 雅文  
(コード番号:6255 東証グロース)  
問合せ先 専務取締役 廣澤 一夫  
(TEL 03-6240-1206)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2022年11月29日開催予定の第30期定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことにより、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を取る旨を定款に定めることが義務付けられることに伴い、規定の変更等を行うものです。
- (2) 当社の事業内容の多角化に対応するため、定款第2条に定める事業目的の追加を行います。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年11月29日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年11月29日(予定)

以上

(別紙)

定款

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～8 (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>9～13</u> (条文省略) (新 設)</p> <p><u>14</u> (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～8 (現行どおり)</p> <p><u>9</u> <u>廃棄物等を処理またはリサイクルするための装置の製造、輸出入および販売</u></p> <p><u>10</u> <u>有機資源からのメタンガス化、肥料化等に係る装置やシステム等の製造、輸出入および販売</u></p> <p><u>11～15</u> (現行どおり)</p> <p><u>16</u> <u>上記第10号に関連するメタンガス、肥料等の販売</u></p> <p><u>17</u> (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

(新 設)

(附則)

1. 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条（株主参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
2. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上